

随 意 契 約 見 積 心 得

岩手中部水道企業団

(目的)

第1 この心得は、岩手中部水道企業団（以下「企業団」という。）が行う随意契約における見積者の見積手続等に関する一般的な注意事項を定めるものである。

(見積り)

第2 見積者は、設計図書、仕様書、図面及び現場等を熟覧のうえ、見積りしなければならない。この場合において設計図書、仕様書、図面等については疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 見積者は、見積書（様式第1号）を作成し、契約担当者の指示により提出しなければならない。ただし、見積依頼において、見積書の様式を契約担当者が別に指定したときは、当該様式による見積書を作成し提出しなければならない。

3 見積者は、代理人をして見積りさせるときは、委任状（様式第2号）を提出しなければならない。

4 見積者又は見積者の代理人は、当該見積りに対する他の見積者の代理人をすることはできない。

(見積りの辞退)

第3 見積依頼を受けた者は、見積書提出期限まで、いつでも見積りを辞退することができる。

2 見積りを辞退するときは、見積辞退書（様式第3号）を直接持参し、又は郵送等（見積書提出期限の前日に到達するものに限る。）にて行う。

3 提出された見積辞退書は、提出後、撤回することは出来ない。

4 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではない。

(公正な見積りの確保)

第4 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為を行ってはならない。

2 見積者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。

3 見積者は、契約の相手方の決定前に、他の見積者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

(見積りの取りやめ等)

第5 見積者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者を見積りに参加させず、又は見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(見積書の記載金額)

第6 見積書に記載する金額は、アラビア数字で表示し、金額の頭には「¥」記号を記入又は、代表者印鑑（代理人による見積りについては、代理人使用印鑑）を押印するものとする。

2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 前各号によらない記載方法を用いる場合は、別途指示する。

(見積書の提出方法)

第7 見積書は、件名を記載した封筒に入れ、封印して提出する。

2 見積書は、契約担当者に直接持参するか、又は郵送等にて行う。

3 前項において持参以外の方法による場合は、二重の封筒とし、表封筒に「見積書 在中」と朱書きし、契約担当者あてに提出する。

(見積りの無効)

第8 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした見積り

(2) 委任状を持参しない代理人のした見積り

(3) 記名押印を欠く見積り

(4) 金額を訂正した見積り

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明りょうである見積り

(6) 明らかに連合によると認められる見積り

(7) 同一事項の見積りについて他人の代理人を兼ね、2人以上の代理をした者の見積り

(8) 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした見積り

(9) 錯誤による見積り

(10) 鉛筆書きによる見積り

(11) その他見積りに関する条件に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第9 見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で契約の目的に応じ、最も適正と認めた者を契約の相手方とする。

(再度見積り)

第10 提出した見積書において、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、必要に応じ再度の見積りを行わせることができる。

2 見積りを辞退した者、見積りを提出しない者、無効の見積りをした者は、再度見積りに参加できない。

3 再度見積りの提出方法は、第7の規定による。ただし、再度見積りに参加できる者が1者で、委任状を持参したときは、第7の規定によらず、直ちに見積書を提出することができる。

(同価格の見積者が2人以上ある場合の契約の相手方の決定)

第11 契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が2人以上あるときは、契約担当者が指定する日時及び場所において、当該見積者又はその代理人にくじを引かせて契約の相手方を決定する。なお、当該見積者又はその代理人は、くじを引くことを辞退できない。

2 前項の場合において、くじ引きに参加できない者があるときは、これに代わって当該見積事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。

(見積結果の通知)

第12 見積結果については、契約の相手方以外には特に通知しないものとする。ただし、問い合わせのあったものについては応じる。

(契約書等の提出)

第13 契約書を作成する場合においては、契約の相手方は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約の相手方決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。

2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約の相手方としての効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方は、契約の相手方決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。

(異議の申立て)

第14 見積者は、見積書提出後、この心得、設計図書、仕様書、図面及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(契約締結の留意事項)

第15 契約の相手方決定後、契約締結までの間に契約の相手方が、いずれかに該当した場合は、契約を締結しない。

(1) 企業団建設工事等の競争入札における指名停止措置基準に基づき、企業団から指名停止を受けた場合

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合

(3) 法令等違反が明らかになり、企業長が契約の相手方としてふさわしくないと認めた場合